

中・北空知廃棄物処理広域連合告示第4号

令和6年3月29日付で以下の条例について専決処分を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第219条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

中・北空知廃棄物処理広域連合長 前田 康吉

記

専決処分を受けた条例

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

(別紙)

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例（平成22年中・北空知廃棄物処理広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成11年滝川地区広域消防事務組合条例第4号」を「平成11年滝川市条例第12号」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出しを削り、同項の項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(説明)

旅費に係る暫定措置を廃止するため、関連条項の削除等の改正を行おうとするもの。